

別表4 工事写真撮影要領

①	着工前	<p>浄化槽設備士、標識板、工事看板及び埋設予定場所全体が、周囲の状況とともに写っていること。</p> <p>単独転換宅内配管工事費用を申請する場合は、工事看板及び水廻りを有する建物の外周とその付近の地面についても写っていること。</p> <p>工事看板に設置場所・補助事業者名・交付決定日及び交付決定番号を記入すること。</p> <p>浄化槽設備士は、ヘルメットをかぶり、正面を向いて、人物が特定できるものであること。</p>
②	床掘り	全体を平坦に均した状態であること。
③	栗石・ 砕石敷き	栗石又は砕石が全体に均一に敷かれ、底面全体の状況と厚みが分かるものであること。
④	配筋・ コンクリート打設	底版コンクリート2次製品を使用しない場合は、コンクリートが全体に均一に打設され、底面全体の状況と厚み、配筋の間隔及び硬化状況が分かるものであること。
⑤	吊り込み	埋設される浄化槽の機種が分かるものであること。以降の写真で浄化槽の機種が分かれば、この写真は省略することができる。
⑥	水張り・ 水平確認	水張りをしながら、長辺方向及び短辺方向の水平確認を行っている様子が分かるものであること。
⑦	埋戻し・ 水平確認・ 水締め・ 突き固め	水締めをしながら、長辺方向及び短辺方向の水平確認を行っている様子が分かるものであること。
⑧	転圧・ 埋戻し完了	埋戻しが終了した後、全体を十分突き固めたことが分かるものであること。
⑩	工事完了写真・ 嵩上げ	<p>浄化槽上部にコンクリートスラブが打たれ、マンホール枠の上端までコンクリートで固定されていることが分かるものであること。</p> <p>浄化槽設備士が完了を確認していることが分かるよう、浄化槽設備士とともに着工前写真と同じ方向から、埋設場所全体が分かるように撮影されたものであること。</p> <p>すべてのマンホールの蓋を開けた状態で、マンホール枠下端が見えるようにスケールを当て、下端からの高さが分かるものであること。</p>
⑪	ポンプ槽	上部にコンクリートスラブが打たれ、フロートスイッチのケーブルが絡むことのないよう設置されていることが分かるものであること。ただし、原水ポンプにおいては、上部にコンクリートスラブが打たれていなくても可とする。
⑫	放流先	極力、水路の深さ、流れの状況、放流管底から水路の水面までの高さ、放流管径等が分かるように撮影されたものであること。

⑬	台所専用升	内径30cm以上で、水深25cmを確保し、水面から15cm以上深い部分の水を流出させる構造を有することが分かるように撮影されたものであること。
⑭	配管経路・各升	放流先までの配管状況が確認できるもので、全ての汚水升の配置が確認できるよう、流入経路及び浄化槽直後の升についてはふたを開けた状態で、配管経路が特定できるように撮影されたものであること。
⑮	浄化槽稼働・送風機設置状況	送風機のコードが電源に接続されていることが分かるものであること。
⑯	撤去写真	撤去されるべき既存単独処理便槽や浄化槽、建物や水廻り等の撤去工事がある場合その撤去の状況が確認できること。⑰を除く。
⑰	汲取り便槽撤去前後及び途中の写真、掘り起こした便槽の写真	汲取り転換による撤去費の補助を申請する場合、その撤去の状況が確認できること。やむを得ず写真の撮影ができない場合は、便槽を処分した際の産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）E票により写真に代えることができる。
⑱	浄化槽の製造番号が確認できる写真	浄化槽本体に貼り付けられているラベル等により、製造番号が確認できるものであること。